8　施設区分別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
６－１ 全 体 共 通																				
（１）路面・床																				
素材・仕上げ	屋外の路面は、透水性（水を通す性能）のある舗装とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	騒音を防止する素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	掃除がしやすい素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	万が一転倒した場合でも、衝撃の少ない素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	床が振動しないように、振動の伝わりにくい構造や素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	各部屋の入口と廊下の色を区別する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建物の色と調和した色合いとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設を考慮した色合いとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段では、階段と踊り場を識別しやすいように、各々の床の色を区別する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設が広い場合は、エリアごとに床の色を区別するなど、施設内のどこにいるのか分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	温かみがあり、清潔感のある色とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水溝ふた	歩行者が通過する部分に設置する場合は、溝ふたのピッチは5mm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（２） 視覚障害者誘導用ブロック																				
位 置	敷設幅は、30cm以上とする。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	エレベーター乗り場では、ボタンから30cm程度手前の位置に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	エスカレーター乗降口のランディングプレートから30cm程度間隔を空けた位置に点状ブロックを敷設するとともに、音声案内なども併せて設置する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
色・仕様	色は、原則として黄色とする。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	通路と視覚障害者誘導用ブロックの輝度比は、２.０以上とする。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	説明	※Ⓐは利用者の動線を考慮し、必要箇所に設置すること（駐車場から玄関等の経路については、状況に応じて検討すること）。ただし、職員等の人的支援が可能な場合は、必須としない。 Ⓑは共用部分のみ。 Ⓒは利用者の状況を考慮し、突起物を設けなくても良い。																		
（３） 手すり																				
位 置	手すりが2段の場合は、床から65cm程度と85cm程度の高さに手すりを設置する。	○	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	手すりが1段の場合は、床から80cm程度の高さに手すりを設置する。	○	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	エレベーターのかご内には、床から75cm程度の高さに手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	壁からの間隔は、5～6cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	説明	※Ⓐは、状況に応じて検討すること。																		
色・仕様	使いやすさ、つかみやすさに配慮した素材や形状とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	直径4cm程度（小児用は3cm程度）の太さの手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	階段やスロープの水平部分の手すりの長さは、45cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	エスカレーター乗降口の水平部分の移動手すりの長さは、くし板から70cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○
	エスカレーター乗降誘導の固定手すりの長さは、100cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○
	手すりの端部は衣服の引っかかりを防止するため、下または壁側に折り曲げる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	色をつけて分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	温かみのある素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	水濡れや凍結の影響を受けない素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
（４） 扉・出入口																				
仕 様	扉は、自動ドアまたは引き戸とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	玄関には、両開きの自動ドアまたは引き戸を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	非常時に備え、自動ドアには手動式の外開き戸を併設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	引き戸は、敷居や溝のない上吊り式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	開き戸の場合は、扉の反対側が分かるように、床から60cm程度の位置を下端に、縦90cm程度、横20cm程度のガラス窓を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	開き戸の場合は、扉が急に閉まらないように、ドアクローザー等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	開き戸の場合は、扉と人がぶつからないように、床の色を変えるなど注意を促す。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ドアの開き側の壁面に、開き側から45cm以上のスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガラス戸の場合は、扉があることを認識させるため、床から100～120cm程度と140～160cm程度の位置に、だれもが見やすい色や模様等の目印を貼り付ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガラス戸は、割れにくいものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	指つめ防止の配慮をする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	使用用途（会議室や事務室等）ごとに、扉の色を区別する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
ドアハンドル	床から80～90cm程度の高さに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	色をつけて分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（５） 各種スイッチ・コンセント																				
	各種スイッチの位置は、床から100cm程度の高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コンセントの位置は、床から50～100cm程度の高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	形の大きな押しやすいスイッチとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動感応式やホタルスイッチとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スイッチに色をつけて分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エアコン等は、リモコン操作ができるようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
（６） 光環境																				
	光源が直接見えない照明器具とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	日射等でまぶしくならないように、庇やブラインドを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8　施設区分別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
（7）　備　品																				
椅　子	休憩用の椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	移動しやすい椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	高さ調節することができる椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	幼児用の椅子を設置する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	和室には、座椅子を設置する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
テーブル・机	下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	子どもが利用できるように、踏み台等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
公衆電話	低い位置に設置する電話台の高さは、75cm程度とし、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○
	荷物置き、杖立て、メモを取るスペース等を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○
	電話ダイヤルやプッシュボタンの中心位置は、床から90～100cm程度の高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○
自動販売機	硬貨投入口に広い受け皿のある自動販売機を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
	金銭の返却や商品が出てきたことを音声等で知らせる機能の自動販売機を設置す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
	財布や取り出した商品等が乗せられる小さな台を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
ゴミ箱	捨てるゴミの種類が分かるように、サインを大きな文字で表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	主な通路等にゴミ箱を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	分かりやすい色のゴミ箱を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ラック	子どもや車いす利用者が利用できる高さのラックを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	踏み台を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
水飲み器	高さは、床から70～80cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
換気扇・空調	部屋の広さに合った換気扇や空調を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○
	騒音が出ない換気扇や空調を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6－2 移動空間																				
1 施設まで（交通手段／周辺道路）																				
（2）　周辺道路																				
車　道	施設周辺の車道の幅員を十分確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
歩　道	歩道と車道の境界の段差は2cmとするが、段差がなく、歩道と車道の境界が分かる構造が望ましい。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	歩道の構造は、フラット方式またはセミフラット方式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
2 施設敷地内（駐車場／屋外通路）																				
（1）　共通事項（駐車場／屋外通路）																				
排水溝	排水能力の高い排水溝を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
案　内	駐車場内や敷地入口に施設配置図を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
環　境	樹木を植栽し、日陰づくりと景観に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
（2）　駐車場																				
共通事項　駐車スペース	夜間でも駐車しやすいように、反射板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
共通事項　案　内	広い駐車場には、駐車した位置が分かるように看板等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
共通事項　動線・誘導	満車になるケースを想定し、満車マーク等を用意する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
駐車場　ゆったり駐車場　駐車台数	全駐車台数が200台以下の場合は、全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200台を超える場合は、全駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
駐車場　ゆったり駐車場　駐車スペース	幅員は、300cm以上とする（乗降スペース込）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
	奥行きは、600cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
	乗降スペースは、90cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
障害者等用駐車場　駐車スペース	奥行きは、600cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
	乗降スペースは、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
障害者等用駐車場　屋　根	駐車スペースから玄関まで屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
駐輪場	屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
	自転車用駐車ラックを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
（3）　屋外通路																				
幅　員	利用者の多い施設は、180cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
3 施設内（玄関／通路（廊下）／スロープ）																				
（1）　玄　関																				
幅　員	90cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	利用者の多い施設は、すべてを120cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	扉の前後には、150cm×150cm以上の水平なスペースを設ける（開き戸の開く側は、200cm×200cm以上）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
車寄せ	雨や雪が吹き込まない大きな屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	乗降スペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
玄関マット	端部をしっかり固定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	吸水性の良い玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
案　内	施設内外に玄関の位置を知らせる案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	玄関に開館時間を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
設　備	風除室を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	モニター付きのインターホンを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	入口の位置が分かるよう音声案内設備等を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	移動することができる傘立を設置する（雨天時のみ利用するため）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	利用者数を考慮した大きさの傘立を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	利用者数を考慮して、ベビーカー（新生児用も考慮）や車いすを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	利用者数を考慮して、下駄箱を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	靴を脱ぐ施設では、玄関で靴を履いたり、脱いだりするために椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○

8　施設区分別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
（２）　通路（廊下）																				
幅　員	利用者が多い施設では、180cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	通路の途中に180cm以上のスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
壁・柱の角	壁や柱の角は隅切りするか、曲面とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	曲がり角の先が見える工夫をする（コーナーミラーや壁に窓を設置する等）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	面取りを行わない場合は、角に保護材を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	保護材は、壁の色と異なる色にするとともに、樹脂やラバー製とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
壁	床から10～35cm程度までの壁面は、車いす、ベビーカー、台車等が当たっても傷がつきにくい素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	体をこすっても安全な素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
障害物対策	視覚障害者に配慮し、やむを得ず高さ65cm以上の部分に突起物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	消火器は、邪魔にならない場所に設置するか、壁埋め込み式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	貸出し用車いす、ベビーカー、台車等の収納スペースを確保する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
吹き抜け	吹き抜け部分の欄干の隙間から、子どもや物が落下しないようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	欄干部分が透明なアクリルやガラスの場合は、衝突防止サイン又はマークを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
（３）　スロープ																				
位　置	遠回りにならないように、目的の場所（出入口）へ直接行けるように設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	距離が長くならないように、できるだけ高低差の小さいところに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段とスロープは、利用を選択することができるように併設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
形　状	利用者の多い施設の幅員は、１６０cm以上（階段併設の場合は、１４０cm以上）とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4　昇降スペース（階段／エレベーター／エスカレーター）																				
（１）　共通事項（階段／エレベーター／エスカレーター）																				
位　置	階段、エレベーター、エスカレーターは、それぞれを近くに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
（２）　階　段																				
形　状	蹴上げは、16cm以下とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	踏面は、30cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	幅員は、150cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	利用者の多い施設の幅員は、180cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	階段の両側は、壁又は手すり壁とすることが望ましいが、手すり子形式の場合は、5cm以上の立ち上がりを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
案　内	階段の手すりが、片方しか設置されていない場合、階段の位置を知らせる案内板に、手すりの設置側を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	3階建て以上の施設は、階段の踊り場に階数を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
（３）　エレベーター																				
設　置	２階建て以上の施設は、エレベーターを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	すべてのエレベーターを車いす対応とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
かごの広さ	利用者の多い施設の「かご」の床面積は、2.09㎡（135cm×160cm）以上とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
乗り場周辺	利用者の多い施設の乗り場周辺は、180cm×180cm以上のスペースを設ける。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
案内・表示	エレベーターの操作に必要な表記は、和文、点字、英文等で表示する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	乗り場では、「かご」の現在位置（階数）を大きく表示する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	「かご」の内部及び乗り場周辺に、各階の施設案内を分かりやすく表示する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	エレベーターが複数ある乗り場では、到着するエレベーターを分かりやすく表示する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
押しボタン（操作盤）　全　般	ボタンは、こぶしや肘などで押せる大きさとする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
押しボタン（操作盤）　開閉ボタン	閉ボタンよりも開ボタンをやや大きくし、区別しやすくする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
押しボタン（操作盤）　開閉ボタン	開閉ボタンは、ピクトグラム（絵文字）と文字（ひらがな）で表示し、区別しやすくする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
押しボタン（操作盤）　その他	階数ボタンを押し間違えた場合、訂正できる機能のエレベーターを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
安全・防犯対策	「かご」と建物の床との間隔は、2cm以下とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	扉にガラス窓を設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	扉のガラス窓は防火ガラスとする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	「かご」の内部に防犯カメラを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	「かご」の内部の主操作盤の上にバックミラーを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
説明		※Ⓐは必要に応じて設置。																		
（４）　エスカレーター																				
形　状	幅員は、100cm以上とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○
	踏段につまずかないように、段鼻部と周囲の色を区別する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○
	乗り移りやすさを考慮し、踏み段の水平部分を3枚以上とする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○
安全対策	子どもの利用が多い施設には、柵等を設置する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○
	欄干にネットを取り付けて、物が落ちないようにする。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○

8　施設区分別整備基準（推奨事項）

				①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
６－３ 個 別 空 間																						
（１） トイレ																						
共通事項	位　置		安全・安心に考慮し、玄関から見える位置、ロビー、階段、エレベーターホールの近くに設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			各階のトイレ位置を統一する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
	小便器		自動水栓機能付とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			小便器付近の面台は、荷物を置くことを考慮した高さや奥行きとする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			トイレに、子ども用小便器を設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			掃除がしやすい形状のものとする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	大便器（腰掛便器）		便座は、洗浄機能付きの暖房便座とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			操作パネルを左右両側に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			操作パネルは、操作が分かりやすく、使いやすい形状とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			子ども用の補助便座を設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			擬音機能を設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	荷物置き台・フック		便房の広さを考慮した大きさの荷物置き台やフックを設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			床から60～65cm程度の高さに荷物置き台を設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			床から165～175cm程度の高さにフックを設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			荷物置き台は、必要に応じて、折りたたみ式や荷物落下防止用の柵等を設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
	ベビーベッド		男女両方のトイレにベビーベッドを設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			2歳ぐらいまで使える大きいサイズとする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			トイレ外にベビーベッドを設置する場合は、カーテンやついたてを置き、外から見えないようにする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
	洗面コーナー		洗面台下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			3～4歳児の利用に配慮し、55cm程度の高さの洗面台を設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			1以上の洗面台の両側に、手すりを設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			洗面台は、長めの蛇口やシンクを深くするなど、使いやすいものとする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			ハンドル式の蛇口には、滑り止めを付ける。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			荷物を置いたり、杖を立てたりできるようにする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			水栓器具は、自動感応式かしバー式とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	出入口		扉を設置する場合は、反対側に人がいることが分かる扉とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	ペーパーホルダー		トイレットペーパーの補充が、容易なものとする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			左右両側に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	非常呼出ボタン		すべての便器付近に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			だれもが押しやすい位置に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			設置位置や使用方法等を分かりやすく表示する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			転倒したときのことを考慮した機能とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	照明スイッチ		トイレの内外に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			トイレの照明スイッチの位置を統一する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	その他設備		操作ボタン、ペーパーホルダー、非常呼出ボタン等を使いやすい位置に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			利き手に関係なく使用できるようにする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			使用中の表示を見やすい位置に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			汚物入れを設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
トイレ	出入口		幅員は、90cm以上とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	ブース	配　置	用具入れは、トイレの奥またはトイレの外に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			腰掛便器のブースは、手前に設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		広　さ	ブースの広さは、120cm×120cm以上とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			トイレの広さに余裕があれば、簡易型多目的トイレを設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		扉	幅員は、65cm以上とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			簡易型多目的トイレの幅員は、90cm以上とする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		間仕切り	扉と床の隙間が少ないものとする。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	大便器		腰掛便器や和式便器をバランスよく設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
			女性用トイレには、便器を多く設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	手すり		すべてのブース内に手すりを設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	洗面コーナー		洗面台を複数設置する場合は、異なる高さに設置する。	○	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	親子トイレ		ベビーカーが入る広さのブースとする。	Ⓑ	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			乳幼児用の椅子は、座った乳幼児が扉や鍵に手が届かない位置に設置する。 また、上下2か所に設置するなど位置に配慮する。	Ⓑ	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			男性用トイレの小便器付近に乳幼児用の椅子を設置する。	Ⓑ	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
			着替え用マットを設置する。	Ⓑ	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○

8　施設区分別整備基準（推奨事項）

			①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
個別機能を備えたトイレ	案　内	利用者の状況に応じて、分散配置を考慮した個別機能を備えた便房を適切に設け、機能を分散化し、誰でもが共用できるよう配慮すること。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		機能の内容（車いす対応、オストメイト対応、ベビーベッドの設置等）に応じたピクトグラム（絵文字）を設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		内部の配置が分かるように、入口に配置図（触知図）を設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
	位　置	便房総数が200以下の場合は、便房総数に1/50を乗じて得た数以上とし、便房総数が200を超える場合は、便房総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		男女別のトイレの近くに設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		男女別のトイレと分けて設置する場合は、個別機能を備えたトイレの案内板を設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
	出入口	幅員は、100cm以上とする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		自動ドアとする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		車いすに乗ったままでも開閉しやすい位置にドアハンドルや鍵を設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
	広　さ	スペースが十分取れる場合は、220cm×220cm以上とする	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		便房の出入口前には、車いすが回転できる150cm×150cm以上のスペースを設ける。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
	便　器	車いす利用者が利用しやすいよう、便器下部にスペースを設ける。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		操作ボタンは、車いすからの移乗や回転等の邪魔にならない位置に設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		操作ボタンは、利用しやすい位置に配置するとともに、使用方法を表示する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		自動洗浄の場合には、介助者にセンサーが過敏に反応しないようにする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		自動開閉式の便座とする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
	手すり	片側の手すりは、可動式とする。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
	その他設備	大人も利用できる大型ベッドを設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		便房と介助者のスペースを分けるカーテンを設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
		着替え用マットを設置する。	Ⓑ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓒ		○	○			○
説明			※Ⓐは介助の状況に応じて検討する。 Ⓑは不特定の利用者がある箇所のみ。 Ⓒの個別機能を備えたトイレの設置については、30㎡未満及び農村公園は必須としない。																		
（２）　会議室等																					
		部屋の案内板は、扉が開くことで見えなくならない位置に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○
		室内の音が漏れないように壁を防音仕様とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○
		使用目的（講演会、会議等）にあった音響設備とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○
（３）　窓　口																					
受付カウンター		立位用カウンターには、車いす利用者が利用できる座位用カウンターを併設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		立位用カウンターには、手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		杖や傘を立てかけられるようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		近づきやすく、温かいイメージを受ける形状とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		カウンターを壁と異なる色とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
記入関係	記載台	座位用の記載台には、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		プライバシー保護のため、記載台についたてを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		杖や傘を立てかけられるようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
周辺環境		隣の様子等が見えない大きさのついたてを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		相談内容に応じて対応できる個室を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		各階の案内図や職員の配置図等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		大きな掲示スペース等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		文字等が見やすいよう、カウンターの明るさを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		机などを効率よく配置することで、通路に十分なスペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		通路や窓口に背を向けて座らないよう机を配置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
（４）　ベビーコーナー																					
位　置		防犯や安全対策として、職員等の目が届く位置に設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ						○
		コピー機等の事務機器を近くに置かないようにする。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ						○
出入口・通路		出入口や通路幅は、90cm以上とする。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ						○
		出入口に、幼児用の飛び出し防止用の柵を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ						○
備　品		緊急通報装置を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ						○
説明			※Ⓐは必要となった時対応できるよう計画しておくこと。 Ⓑは30㎡未満及び農村公園は必須としない。																		
（５）　店舗（食堂・売店等）																					
幅　員		出入口の幅員は、90cm以上とする。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		店舗内の通路の幅員は、140cm以上とする。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
陳列品・値札		通行の支障にならない位置に配置する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		子どもや車いす利用者にも商品が選びやすい高さ（床から45～100cm程度）や形状の陳列棚とする。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
販売（レジ）カウンター		高さは、床から90～100cm程度とする。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		利用者側に財布等が乗せられる小さな台を設置する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
券売機		硬貨投入口、ボタン、取り出し口は、床から45～100cm程度の高さに設置する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		財布や取り出した券などが乗せられる小さな台を設置する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
備　品		幼児用の椅子を用意する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
トイレ		食堂付近にトイレを設置する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○

8　施設区分別整備基準（推奨事項）

			①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
（6）　浴室・シャワー室・脱衣室																					
共通事項	出入口	幅員は、90cm以上とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
		利用者の多い施設の幅員は、120cm以上とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
		開き戸にする場合は、ドアの開閉を補助する手すりを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
	安全・防犯対策	防犯面に配慮した構造や設備にする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
		脱水症状にならないように、水飲み器や自動販売機等を設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
	その他設備	腰掛台やベンチ等の高さは、車いすの座面の高さに合わせて40～45cm程度とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
浴室 シャワー室	浴　槽	浴槽の深さは、50cm程度とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
		浮遊防止用の手すりを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
		浴槽へ移乗するため、身体を回転させることを考慮した素材または仕上げの移乗台を設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
	水栓器具・備品	耐水仕様の車いすを用意する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
		洗い場に椅子を設置する場合は、高さの違うものを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○		○			○				○
		説明	※Ⓐは実態に応じて計画すること。																		
（7）　客席・観覧席・舞台・楽屋																					
共通事項	出入口	幅員は、90cm以上とする。					○					○		○							○
		利用者の多い施設の幅員は、120cm以上とする。					○					○		○							○
	座　席	前席の人が鑑賞の妨げとならないように座席を配置する。					○					○		○							○
客席・観覧席	車いす対応	車いす対応スペースは、1台につき幅150cm以上、奥行き150cm以上とする。					○					○		○							○
		車いす利用者が車いすから座席に移乗できる座席を設置する。					○					○		○							○
		車いす利用者が場所を選択できるように、複数箇所にスペースを設ける。					○					○		○							○
		車いす対応スペースに、介助者用の座席を設置する。					○					○		○							○
舞台・楽屋		楽屋や舞台は、車いすで移動できるようにする。					○					○		○							○
		楽屋内は、車いす利用者の使用に配慮した、化粧台や更衣室とする。					○					○		○							○
		説明	※○以外のカテゴリーの施設で設置する場合は、全ての項目が適合対象となる。																		
（8）　宿泊室																					
客　室		客室総数が200以下の場合は、客室総数に1/50を乗じて得た数以上とし、客室総数が200を超える場合は、客室総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の障害者が円滑に利用できる客室を設置する。								○	Ⓐ										○
		出入口の幅員は、90cm以上とする。								○	Ⓐ										○
		移動空間の幅員は、120cm以上とする（障害者が円滑に利用できる客室も含む）。								○	Ⓐ										○
ベッドまわり		ベッドの高さは、40～45cm程度とする。								○	Ⓐ										○
		ベッド側面には、150cm以上の幅員を設ける。								○	Ⓐ										○
		手すりは必要なときに取付ができるように、着脱式のものとする。								○	Ⓐ										○
トイレ・浴室・洗面所		便器は腰掛便器とする。								○	Ⓐ										○
安全対策		高齢者や障害者が1人で利用することも想定し、緊急時に対応できる設備を設置する。								○	Ⓐ										○
		高齢者や視覚、聴覚障害者が1人で利用することも想定し、インターホンや表示灯を設置する。								○	Ⓐ										○
その他設備		机は車いすのアームレストやフットレストが当たらないものを設置する。								○	Ⓐ										○
		室内の設備等は、着座状態から利用できるものとする。								○	Ⓐ										○
		説明	※Ⓐは宿泊施設を併設する場合は、適合対象となる。																		
（9）　その他																					
湯沸室		流し台は、車いすでも利用できる高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		流し台の下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
		水栓器具はレバー式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
6－4　情　報・案　内																					
（1）　案内標示																					
共通事項	設置場所	遠くから見る吊下型や突出型サインの高さは、サインの下端を床から240cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		近距離から見る壁付型サインの高さは、サインの上端を床から220cm程度、サインの中心位置を床から135cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		施設全体の案内板をすべての玄関に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		各階のエレベーター前や階段の踊り場に、各階の案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	色　彩	文字と下地の明度差は5以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		周囲の風景に考慮した色彩とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	多言語表記	案内板は、やさしい日本語や多言語で表記する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	光環境	案内板が見やすい明るさを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	点　字	すべての案内板に点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
図による案内	標示・デザイン	なるべく大きな案内図を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		用途によって案内図を色分けする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		音声や視覚で知らせる案内図を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		現在地が分かりやすく、トイレ、動線（階段、エレベーター等）、目的地の位置等が把握できるような案内図を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	向　き	見る人の立ち位置と施設の向きが合った案内図を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
文字や 絵による案内	標示・デザイン	案内板のデザイン（書体、色、材質等）を統一する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		文字による表記は最低限に抑える。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		ピクトグラム（絵文字）や矢印と文字の配置方法を統一する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	文　字	遠くから見るサインは、太めの書体とし、近くで見るものや抜き文字の場合は、やや細めの書体とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		文字間隔を広くとる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
（3）　人的対応																					
総合案内		総合案内板等を見ながら説明できる位置に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
		総合案内は明るくし、目立つようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
		どこに総合案内が設置されているかを音声案内や視覚障害者誘導用ブロックで知らせる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
		総合案内には、手話通訳者の配置やタブレット、指差しボードの設置など、聴覚に障害のある人等にも配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○

8　施設区分別整備基準（推奨事項）

			①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
６－５　避　難																					
（１）　警報装置																					
		多言語による非常放送設備を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
（２）　避難誘導装置																					
		非常誘導灯は、腰の高さくらいに設置するか床に埋め込むタイプとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		光や多言語音声案内による避難誘導装置を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
（３）　避難通路																					
玄　関		避難時に備え、自動ドアには、手動式の外開き戸を併設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
幅　員		利用者の多い施設の避難通路の幅員は、180cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
非常扉・防火扉		外部へ出る扉は外開き戸とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
案　内		他のサインと区別できるよう見やすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		非常口の案内が見えにくくなるようなサインを周辺に設置しない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
７－１　雪 対 策																					
（２）　駐車場・屋外通路																					
共通事項	路　面	透水機能（水を通す機能）のある舗装とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		凍結の影響を受けにくい素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		積雪や凍結により通行が困難な場所については、ロードヒーティング等の凍結防止設備を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		十分な堆雪スペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋　根	屋外通路やスロープに屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		雪の影響を考慮した構造の屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	排水溝等	排水能力の高い排水溝を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		流雪溝を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車場	駐輪場	屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
（３）　玄関・通路（廊下）																					
玄　関	車寄せ	雪や雨が吹き込まない大きな屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	自動ドア	雪に反応して開かない自動ドアにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	玄関マット	吸水性の良い玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雪が積もっても滑りにくい玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設　備	風除室を設置し、コートや長靴等に付着した雪が払えるようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		雪や雨が吹き込まない囲いを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		コートや長靴等に付着した雪を払える設備（ブラシや風圧で雪を飛ばす装置等）を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		利用者数を考慮した大きさの傘立を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○